

# 追 試 験 に つ い て

定期試験を病気その他の事情等で受験できなかった、または欠席することが判明している学生は、追試験を請願することができます。請願に対して審査を行いますので、次の許可条件及び手続き方法に注意し、手続きしてください。

## I. 定期試験を欠席した場合

やむを得ない正当な事情で定期試験を欠席した場合は、追試験の請願ができます。請願に対して審査を行い、許可を出します。次の許可条件、手続き方法に注意して請願してください。

### ①許可条件

- ・試験を欠席した翌日から5日以内\*注1)に請願し、追試験の実施期間中に受験できること
- ・正当な理由を客観的に証明できる証明書等が添付されていること

【やむを得ない正当な理由と請願に必要な証明書等の具体例】

- ア. 公共交通機関による通学時の事故・ストライキ・交通障害等での遅延・運休  
 (公共交通機関の遅延・運休) ……遅延証明書又は事故証明書  
 \*マイカー通学による遅刻、欠席は認めない

#### イ. 学外での試験等

(就職試験) ……就職支援委員会の証明

\* 合同企業説明会は認めない

(公務員試験) ……受験票

ウ. 忌引 ……新聞の死亡欄又は会葬礼状

エ. 病気・負傷等による通院・入院 ……医療機関の領収書又は診断書

オ. 試験時間割の重複 ……短期大学部事務課へ申し出る

カ. クラブの公式試合・行事等 ……クラブ顧問および学生支援委員会の証明

キ. 発熱やその他の風邪症状が見られた場合 ……「発熱等による欠席の報告フォーム」に即日報告のうえ、クラス担任へ連絡

### ②手続方法

- ・当該試験の翌日から5日以内\*注1)に、追試験願書に所定事項を記入し、上記の証明書等を添付し、短期大学部事務課に請願してください。

**\*注1) 追試験の請願締切日 (締切厳守)**

試験日	1/26(水)	1/27(木)	1/28(金)	1/31(月)
請願締切	1/31(月)		2/3(木)	2/4(金)

- ・追試験許可後、直ちに科目担当教員のもとへ行き、「追試験許可書」を提示の上、日時等を確認してください。

## II. 事前に定期試験を欠席することが判明している場合

やむを得ない正当な事情で事前に定期試験を欠席することが判明している場合は、試験時間割発表日(定期試験初日のおよそ2週間前)から追試験の請願ができます。請願に対して審査を行い、許可を出します。

次の許可条件、手続き方法に注意して請願してください。

### ①許可条件

- ・試験欠席が判明した時点で請願し、追試験の実施期間中に受験できること
- ・正当な理由を客観的に証明できる証明書等が添付されていること

【やむを得ない正当な理由と請願に必要な証明書等の具体例】

上記 I の例を参照のこと

### ②手続方法

- ・追試験願書に所定事項を記入し、証明書等を添付し、短期大学部事務課に請願してください。
- ・追試験許可後、直ちに科目担当教員のもとへ行き、「追試験許可書」を提示の上、日時等を確認してください。

## III. その他

上記 II 以外で、あらかじめ定期試験を欠席しなければならない事情が生じた場合は、定期試験期間の前に、短期大学部事務課又はクラス担任と連絡を取って相談し、指示を受けてください。